

新一万円札展示ケース製作業務委託 仕様書

令和6年3月

深谷市

1 業務の目的（実施要領と同様）

郷土の偉人・渋沢栄一翁の肖像画の新一万円札が令和6年7月3日に発行されることを踏まえ、市民をはじめ本市を来訪する方に、新一万円札紙幣の展示を通して新一万円札の顔が「渋沢栄一」であることを広く周知することを目的に、新一万円札紙幣専用の展示ケースを製作するものである

2 業務名 新一万円札展示ケース製作業務委託

3 業務の期間 契約締結日から令和6年9月30日とする

4 仕様概要

企画提案書（以下「提案書」）は、以下の仕様概要及び別途定める提案上限額を踏まえ、展示ケース製作に係る提案書を作成するものとする。なお、展示ケースをより良いものとするため、展示ケースの基本構造に関わる仕様を除き、提案上限額内で収まらない仕様（オプション）を参考提案することは構わない。その場合、オプションであることを明示するとともに、その参考見積金額を記載すること。

1 展示資料及び展示場所の概要（前提条件）

項目	内容
(1) 展示資料	<p>① 渋沢栄一翁の肖像が描かれた新一万円札の紙幣 2枚以内 ※「2枚以内」とは、新一万円札の紙幣の表裏を最大2枚の紙幣で展示することを想定。1枚で表裏を展示する方法の提案も可能 ※紙幣は別途市が準備するため仕様に含まない</p> <p>② 市が所蔵するB3サイズ渋沢栄一翁の肖像画（コンテ画） ※コンテ画は複製しサイズを小さくすることなども可能。ただし、複製する場合は契約後、市と受注者の協議を要する</p> <p>③ 紙幣やコンテ画などのキャプション、寄附者の銘板 ※キャプション及び銘板の作成は今回の仕様に含まれ、その内容や数量、サイズなどは契約後、市と受注者の協議により決定</p> <p>④ 10インチ程度のデジタルサイネージモニター 1台 ※モニター（PCやケーブル等機器類含む）は別途市が準備するため仕様に含まないが、モニター以外のケーブルなどの機器類の置き場は展示ケース内に隠すような形の仕様とすること ※展示ケース内に収まらない場合、ケース外の提案も可能である</p>

(2) 展示場所	<p>① 製作後、当面の間、深谷市役所本庁舎1階ロビーに設置。その後、渋沢栄一記念館などの公共施設に移設し設置予定 ※展示場所は、急激な温度変化や直射日光を避けた環境を選定する予定</p> <p>② 展示場所は、不特定多数の人が行き交う場所であり、展示ケース本体の防犯性能を高める必要がある ※当面の展示場所となる深谷市役所は、24時間警備員が常駐し防犯カメラが施設内に設置されている</p>
-------------	--

2 基本仕様（提案書作成における留意事項）

事項	基本仕様（提案書作成における留意事項）
(1) 展示ケース 本体	<p>① 既記「1 展示資料及び展示場所の概要」等を踏まえ、提案者が考える最も相応しい仕様の展示ケースを提案書で示すこと</p> <p>② 展示ケースの台数は1台とする</p> <p>③ 展示ケースの外形寸法は、提案者の自由な発想による展示資料の見せ方を踏まえ、高さ約1800mm×幅約1500mm×奥行き約700mm程度の範囲内を収まるものを提案すること。なお、当該サイズを最大限に使用した展示ケースが企画提案において有利となるものではない</p>
(2) 製品基準	<p>① 提案者は、業務の一部を再委託する場合、再委託業者に十分な製造実績と経験を有することを提案者において確認すること</p> <p>② 使用する主要部品、部材は日本工業規格(JIS)又は国際標準化機構(ISO)に準拠すること</p> <p>③ 展示ケースの製作、搬入にあたっては詳細な製作図、工程表等を事前に提出し承諾を得ること</p>
(3) 空気環境調査	<p>① 展示ケース納品後、展示ケース内のホルムアルデヒド、有機酸、アンモニア濃度について測定し報告すること。これらの各物質の濃度については東京文化財研究所の基準値以下に納めること。数値がこの値を超える場合は吸着剤等を設置し、最終的に基準値内に収め、測定結果を報告すること</p> <p><東京文化財研究所による基準値（参考値）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホルムアルデヒド 80ppb 以下 ・有機酸 170ppb 以下 ・アンモニア 30ppb 以下

(4) 無償補償	① 納入後、通常の使用により1年以内（展示ケースの構造体、開閉機構に関わる部分については3年以内）に異常が生じた場合は、速やかに無償で修理又は部品の交換を行い復旧すること
----------	---

5 成果品

- (1) 展示ケース1台
- (2) 展示ケース製作に係る設計図を含む資料一式（データ含む）
- (3) 展示ケースの取扱説明書（データ含む）

6 成果品の納入場所 市が指示をする場所（現段階では深谷市役所を予定）

7 著作権等

- (1) 本業務に基づいて作成された成果品及びその他の権利は、市に帰属する。
（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）
- (2) 本業務にあたって、第三者の権利を侵害しないように十分留意配慮すること。また、これらについて使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- (3) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者の責任と費用負担において解決すること。

8 特記事項

- (1) 業務の遂行にあたり本仕様書のほか、関連法規やガイドライン等を遵守するとともに、市と常に密な連絡をとりその指示に従うこと。また進捗状況に応じて、状況報告ならびに課題などを報告すること。
- (2) 本業務の遂行に伴い関係法令上必要となる諸官庁等への申請・届出等は、全て受注者の責任において行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり必要に応じて市内事業者を積極的に活用すること。
- (4) 本業務の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。または他の目的に使用してはならない。
- (5) その他、この仕様書の定めのない事項は、市と協議の上決定するものとする。